

# JKビジネスと改正条例

平成28年6月30日(木)  
愛知県県民生活部  
社会活動推進課

## 1 「JKビジネス」とは

○女子高生を

**「JK」と称して商品化し、  
性を売り物とする**

営業形態



**青少年が性犯罪被害に遭うおそれ**

## 2 「JKビジネス」の危険性

1. 表向きの業務形態は法律に抵触しない  
→ 許可・届出の必要が無く、警察による  
立入調査を行うことができない
2. 実態は、性犯罪等につながる行為を含む  
→ 裏オプションと呼ばれる、客の性的関心  
・要求に応えるサービスを行う

2014年7月1日発行 FLASH





FRIDAY  
 地下に潜るJKビジネスが狙う「JKデリ」で一発  
 10  
 11

### 3 「JKビジネス」の問題点

○風俗適正化法に基づく規制

「風俗営業」「性風俗特殊営業」等の要件に形式的に該当せず、届け出等がなく、立入調査もできない。

○その他の法令に基づく規制（労働基準法・児童福祉法など）

被害情報等に基づき捜査し、実態把握して初めて適用できる。



- ・補導:平成26年12月～ 対象(高校生まで)
- ・啓発・注意喚起

愛知県青少年保護育成条例による規制対象とする。  
 【平成27年7月1日施行】

## 4 改正条例の内容

○水着や下着姿等でサービスを提供するなどの営業を  
**「有害役務営業」**と定義(第4条第5号)

(JKビジネスの営業形態例)

リフレ	個室において、高校の制服や下着姿の女子従業員にマッサージや添い寝等のサービスを提供
散歩	「散歩」と称して、異性と屋外デート、観光案内、自宅の掃除等のサービスを提供
喫茶	喫茶店内において、客の指名を受けて談笑や、ゲーム等をするサービスを提供
見学クラブ	大部屋等に制服姿の女子従業員を待機させ、マジックミラー越しに客にのぞき見等をさせるサービスを提供
ガールズ居酒屋	居酒屋と称して水着や下着姿でウエイターや踊りなどのパフォーマンスをするサービスを提供
ガールズバー	カウンター席を設置し、女子従業員のバーテンダーがカウンター越しに接客し、酒類等を提供
撮影	個室又は屋外等において、客に女子従業員の制服姿やコスプレ、水着姿等を撮影させるサービスを提供
コミュニケーションルーム	店舗を設け、女子従業員が客の要望に応じ会話・占い・カウンセリング・ゲーム・マッサージ等の複合的なサービスを提供

「有害役務営業」のうち  
・店舗を設けて営む  
**「店舗型有害役務営業」**  
(第4条第6号イ～ニ)  
・店舗を設けずに客の依頼を受けて派遣することにより営む  
**「無店舗型有害役務営業」**  
(第4条第7号イ～ハ)

想定する営業形態を  
全て網羅

○ **「店舗型有害役務営業」** (第4条第6号)

- イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、**客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの**
- ロ 個室(これに類する施設として規則で定めるものを含む。)を設け、当該個室において**専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業**

○「店舗型有害役務営業」（第4条第6号）

- ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるとような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業
- ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業

○「無店舗型有害役務営業」（第4条第7号）

- イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるとような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

○「無店舗型有害役務営業」（第4条第7号）

- ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

○有害役務営業の営業者等に対する禁止行為等の新設（その1）

- ① 青少年を客に接する業務に勧誘することを禁止  
(第17条の3)
- ② 青少年を客に接する業務に従事させることを禁止  
(第17条の5第1項第1号(「店舗型有害役務営業」)、第17条の5第2項第1号(「無店舗型有害役務営業」))
- ③ 青少年を営業所に客として立ち入らせ、又は客とすることを禁止  
(第17条の5第1項第2号(「店舗型有害役務営業」)、第17条の5第2項第2号(「無店舗型有害役務営業」))
- ④ 青少年に対し営業所の所在地等を記載したビラ等を頒布することを禁止  
(第17条の5第1項第3号(「店舗型有害役務営業」)、第17条の5第2項第3号(「無店舗型有害役務営業」))

○有害役務営業の営業者等に対する禁止行為等の新設  
(その2)

- ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け  
(第17条の5第3項)
- ⑥ 広告宣伝の際に青少年の立入り又は客となることの  
禁止の明示を義務付け(第17条の5第4項)
- ⑦ 営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け  
(第17条の5第5項(「店舗型有害役務営業」のみ))

○違反者に対する営業停止命令の新設(第17条の6)

- ①から④の違反行為に対する営業停止命令(6  
月以内)・公表

○店舗・事務所を立入調査対象に追加(第27条)

条例調査員による立入調査対象に、「有害役務営業」を営む店舗・事務所を追加

○罰則規定の追加(第29条)(その1)

- ・「営業停止命令違反」  
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ・「青少年の客に接する業務への従事禁止違反」
- ・「青少年の立入禁止(店舗型有害役務営業)」  
(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ・「勧誘行為禁止違反」
- ・「青少年へのビラ等頒布禁止違反」、
- ・「従業者名簿の備付け・保存義務違反」  
(30万円以下の罰金)

### ○罰則規定の追加(第29条)(その2)

#### ・立入調査の拒否や妨害等の違反

(10万円以下の罰金)

- ・青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができない規定の適用  
「青少年の立入禁止(店舗型有害役務営業)」  
「青少年へのビラ等頒布の禁止」  
「青少年の客に接する業務への従事禁止」
- ・違反行為者とともに監督する立場にある雇主に対しても同様の罰金刑を適用

### ○両罰規定の適用(第30条)

- ・違反行為者とともに監督する立場にある雇主に対しても同様の罰金刑を適用

## 5 改正条例施行後

#### ・立入調査の実施

施行後、県警と合同で立入調査を実施し、軽微な違反に対して指導を実施(H28.5末 県内58店舗)

#### ・啓発活動

県警と合同キャンペーンの実施、啓発物品(ウェットティッシュ)の配布等を実施

#### ・改正条例の初適用

昨年8月、有害役務営業において、客に接する業務に従事するように勧誘したとして、経営者を逮捕。  
(H27. 12. 9 有罪判決)

#### ・改正条例に基づく営業停止

前記経営者に対して、2月の営業停止処分



## 6 まとめ

- ・条例の目的が「青少年の健全育成を図る」ことであるため、「JKビジネス」自体を規制するものではない。
- ・対象が「青少年」即ち「18歳未満」であることから「18歳の高校生」は対象外
  - ⇒「補導」対象とすることで対応（平成26年12月～）
- ・今回の条例改正により、「青少年」に対し、「勧誘しない」、「従事させない」、「客としない」など「JKビジネス」に近づけさせないことにより、被害防止を図る。
- ・新たに営業形態が出現したときに、「JKビジネス」の危険から「青少年を守る」という観点で引続き取り組む。